

# 発電スポット規約

ソフトバンク株式会社

## 第1章 総則

### 第1.1条（定義）

- ① 「再エネ特措法」 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号、その後の改正を含む。）をいいます。
- ② 「太陽光発電システム」: 太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、分電盤、センサー、買電・売電計、その他太陽光発電に関する機器等の総称をいいます。
- ③ 「当社」: ソフトバンク株式会社をいいます。
- ④ 「売電代金」: 本件売電契約に基づき、当社が本件電力会社に対して販売した、本件電力の代金をいいます。
- ⑤ 「本規約」: このサービス利用規約をいいます。
- ⑥ 「本規約等」: 本規約及び本規約に関連して当社が定めるその他の諸規則を総称していいます。
- ⑦ 「本件契約」: 第1.3条に基づき成立するお客様と当社との契約をいいます。
- ⑧ 「本件太陽光発電システム」 第3.1条に基づき当社が設置する太陽光発電システムをいいます。
- ⑨ 「本件建物」: 本件契約に基づき、当社が本件太陽光発電システムを設置する建物をいいます。
- ⑩ 「本件電力」: 本件太陽光発電システムを用いて発電された電力をいいます。
- ⑪ 「本件電力会社」: 一般電気事業者又は特定規模電気事業者であつて、当社が本件売電契約を締結する者をいいます。
- ⑫ 「本件売電契約」: 第2.2条に定める契約をいいます。
- ⑬ 「お客様」: 当社との間で本件契約を締結した方をいいます。
- ⑭ 「本件契約締結希望者」: 当社との間で本件契約を締結することを希望される方をいいます。

### 第1.2条（利用申込み）

本件契約締結希望者は、本規約等に同意の上、当社が別途定める申込書に、必要な事項を記載して、当該申込書を当社に提出することにより、本件契約の申込みをするものとします（以下「本件申込み」といいます。）。

### 第1.3条（利用申込みの承諾）

本件契約は、当社が、前条に基づきなされた本件申込みを承諾したときに成立します。

### 第1.4条（申込書記載事項の変更）

- (1) お客様は、本件契約の有効期間中、氏名、住所、電話番号その他本件申込みに係る申込書の記載事項に変更が生じた場合には、その変更の内容を直ちに書面により当社に通知（以下「変更通知」といいます。）するものとします。
- (2) 変更通知がないために、当社からお客様への通知もしくは送付書類、入金等が延着し、又は到着しなかった場合その他お客様に損害が発生した場合でも、当社は当該損害に関して、一切の責を負わないものとします。
- (3) 変更通知があったときは、当社は、お客様に対して、その変更の内容を証明する書類その他の資料の提示及び／又は写しの提出を求めることができるとし、お客様はその求めに応じて直ちに当該書類その他の資料を当社に対して提示及び／又は写しの提出をしなければならないものとします。

### 第1.5条（本規約等の適用）

お客様と当社との間で締結される本件契約には、本規約等が適用されるものとします。

### 第1.6条（本規約等の変更）

- (1) 当社は、本規約等を変更することがあります。この場合、当社及びお客様には、変更後の本規約等が適用されるものとなります。
- (2) 当社は、本条(1)に基づき本規約等を変更する場合には、当社から変更後の本規約等を当社のホームページ上において掲載する等適宜の方法で通知するものとし、変更後の本規約等がお客様に通知された時点で本規約等の変更の効力が生じ、同時に、お客様は当該変更後の本規約等を承諾したものとみなされるものとなります。
- (3) 本規約等の各規定にかかわらず、本件契約の締結後、本規約等に関連する法令が施行又は改廃され、本規約等の全部又は一部が強行法規に違反することとなった場合には、当該部分は、当該法令の施行又は改廃をもって当然に効力を失うものとし、当該法令の施行又は改廃により本規約等において定めなければならない事項がある場合で、本規約等に当該規定がない場合には、強行法規に準拠した内容に本規約等は変更されたものとみなします。ただし、その場合、当社は、お客様に通知することにより、本件契約を解約することができるものとなります。
- (4) 本条(3)ただし書きに基づき本件契約が解約され、お客様に損害が生じた場合であっても、お客様は、当社に対して、損害賠償請求その他何らの請求もなし得ないものとなります。

## 第2章 賃貸借

### 第2.1条（屋根等の賃貸借）

- (1) お客様は、本件契約に基づく賃貸借の有効期間（第2.2条に従い、本件売電契約に基づき本件電力の本件電力会社に対する供給及び販売が開始された日（以下「賃貸借期間起算日」といいます。）から起算して240月経過後、最初に本件売電契約に基づく検針が行われる日の前日までの期間をいいます。以下「賃貸借期間」といいます。）中、当社に対し、当社が本件太陽光発電システムを設置しこれを利用することを目的として、本件建物のうち本件太陽光発電システムの設置及び利用に必要な部分としてお客様と当社で別途合意した屋根その他の部分（以下「屋根等」といいます。）を貸し渡すものとなります。なお、お客様は、賃貸借期間起算日より前に、当社が、第3.1条(1)に基づき締結する契約に基づき、本件太陽光発電システムを本件建物に設置する工事を行うために、無償にて本件建物及びその敷地を利用することにつき、異議なく承諾するものとなります。
- (2) お客様は、賃貸借期間中、当社に対し、第3.1条(1)に基づき当社が本件建物に本件太陽光発電システムを設置することにつき、異議なく承諾するものとなります。なお、本件太陽光発電システムの所有権は当社に帰属します。
- (3) お客様は、本条(1)に定める屋根等の賃貸借につき、法令の施行又は改正等により第三者に対する対抗要件制度が導入されその具備が可能となった場合、当社が直ちに当該対抗要件を具備することができるよう、申請等の手続を行うものとなります。

### 第2.2条（本件太陽光発電システムの利用）

当社は、本件電力を本件電力会社に供給及び販売するため、本件電力会社と再エネ特措法に定める特定契約（以下「本件売電契約」といいます。）その他必要な契約を締結し、本件電力を本件電力会社に供給及び販売するものとなります。

### 第2.3条（利用の対価）

- (1) 当社は、お客様に対し、毎月、本件売電契約に基づく売電代金の15%に相当する金額を、第2.1条で定める本件建物の屋根等の利用の対価（以下「本利用対価」といいます。）として支払います。
- (2) 当社は、本利用対価を、本件電力会社から当社が売電代金を収受した日が属する月の翌々月26日（当該期日が土曜日、日曜日あるいは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。その後の改正を含む。）に規定する休日その他の休日に該当する場合は、翌営業日）までに、お客様が別途指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとなります。ただし、当該支払にかかる事務手数料（以下「本件事務手数料」といいます。）220円（税込み）については、お客様の負担となります。
- (3) 当社は、お客様に対して金銭債権を有する場合には、この金銭債権の支払期限の如何にかかわらず、お客様が当社に対して有する本利用対価の支払請求権と対当額にて相殺することができるものとなります。
- (4) 当月分の本利用対価が、本利用対価を支払った場合に生じる本件事務手数料の額を下回る場合、当社は、お客様に対して支払うべき当月分の本利用対価を翌月分以降の本利用対価に順次繰り越して合算するものとし、本利用対価を繰り越して合算した合計額が、これを支払った場合に生じる本件事務手数料の額を上回った月に、当該合計額を本条(2)の定めに従い

支払うものとする。なお、本件契約の解約等により、翌月分以降の本利用対価が発生しない場合には、本条(3)に従い当社がお客様に対して有する金銭債権と対当額にて相殺する等、適宜の方法により支払うものとする。

(5) 本条(2)の定めにかかわらず、お客様の故意又は過失に起因する理由で本利用対価を振り込むことができない場合、当社がお客様に対して合理的な方法で連絡を行い、かつ当社が指定する合理的な期間内には是正されない場合、お客様は本利用対価を受け取ることを放棄したとみなし、これにより損害が発生した場合であっても、当社は当該損害に関して、一切の責を負わないものとする。

#### 第2.4条（停電時の非常用電力としての利用）

お客様は、当社が賃貸借期間起算日から賃貸借期間の終了時まで（以下「本件電力供給期間」という。）中、停電により、本件建物に電力を供給している電力会社から本件建物に対する電気の供給が停止した場合に、本件建物に設置され、且つ本件太陽光発電システムに接続されたコンセント1箇所を利用して、当社所定の条件に基づき、本件電力を本件建物において、自ら無償で利用することができるものとする。ただし本件電力会社又は本件建物に電力を供給している電力会社の求めにより、本件太陽光発電システムに接続されたコンセントの利用の停止を求められた場合はこの限りではありません。

#### 第2.5条（本件太陽光発電システムの管理義務）

(1) お客様は、賃貸借期間中、本件太陽光発電システムを、自己の財産に対するのと同じの注意をもって管理するものとする。

(2) お客様は、本件太陽光発電システムの全部又は一部に、故障、不具合その他の異常を発見した場合には、速やかに当社に通知するものとする。

(3) お客様は、リフォーム、改築その他本件建物に関して本件太陽光発電システムに影響を及ぼしうる工事を行う場合には、当社に対して1か月前までに連絡し、当社の書面による承諾を得るものとする。ただし、当社は、合理的な理由なく当該承諾を拒否しないものとする。

(4) お客様は、本件電力会社又は本件建物に電力を供給している電力会社（本件電力会社又は本件建物に電力を供給している電力会社から委託を受けて、本件売電契約に基づく受給電力量の検針を実施する者を含みます。）が、検針を行うため、又は電力量計の設置、修理、交換もしくは検査のため必要があるときには、本件建物が所在する土地及び本件建物に立ち入ることがあることにつき、異議なく承諾するものとする。

(5) お客様は、本件電力会社又は本件建物に電力を供給している電力会社が本件太陽光発電システムにつき合理的な範囲内で調査することがあること、及び、必要な場合に、本件電力会社又は本件建物に電力を供給している電力会社（本件電力会社又は本件建物に電力を供給している電力会社から委託を受けて保安業務を実施する者を含みます。）、設置担当者（第3.1条(1)に定義します。）及び本件太陽光発電システムの販売会社（以下総称して「本件電力会社等」といいます。）が本件建物が所在する土地及び本件建物に立ち入ることがあることにつき、異議なく承諾するものとする。この場合、当社は、本件電力会社等からかかる立ち入りについての通知を受け次第、速やかにお客様にその旨を通知しますが、緊急の場合には、かかる通知が行われない場合があります。

#### 第2.6条（当社の報告義務）

当社は、賃貸借期間中、毎月の売電代金等に関する情報及びその他当社が定める情報について、当社の定める頻度で、お客様に報告するものとする。

### 第3章 設置工事

#### 第3.1条（本件太陽光発電システムの設置等）

(1) 当社は、本件太陽光発電システムの設置工事に関する請負契約（以下「本件請負契約」といいます。）を請負人（以下「設置担当者」といいます。）との間で締結することにより、設置担当者をして、本件太陽光発電システムを本件建物の所定の場所に設置させるものとする。

(2) お客様は、当社又は当社の指定する第三者（設置担当者を含みます。）に対して、本条(1)による設置を含む本件太陽光発電システムの設置、保守、運用、取替え等に際して必要な協力を行うものとする。

(3) お客様は、本件太陽光発電システムを設置するにあたって、本件建物の屋根材、壁材その他の構成部分の交換や加工

等が行われる場合があることにつき、予め異議なく承諾するものとします。

### 第3.2条（設置費用の負担）

当社は、設置担当者との契約に従い、本件太陽光発電システムの設置に係る費用を負担します。

## 第4章 譲渡

### 第4.1条（本件太陽光発電システムの譲渡等）

(1) 当社は、本件契約が有効期間満了により終了した場合、当該終了時点をもって本件太陽光発電システムをお客様に無償にて譲渡するものとし、これにより、本件太陽光発電システムの所有権は、何らの手続きを要することなく当然にお客様に移転するものとします。

(2) 本条(1)の譲渡は、本件契約終了時点での本件太陽光発電システムの現状有姿にて行うものとし、当社は、お客様に対し、本件太陽光発電システムの経年による劣化、性能低下及び不具合等について一切責任を負わないものとします。

## 第5章 費用負担及び免責等

### 第5.1条（修理等措置）

(1) 当社は、賃貸借期間中、本件太陽光発電システムに故障又は不具合を認識した場合には、速やかに修理、交換、その他当社が適切と考える措置を行い(かかる措置を以下「修理等措置」といいます。)、本件太陽光発電システムを良好な状態に保つものとします。ただし、当該措置が予定より遅延等した場合であっても、それにより生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

(2) お客様は、当社又は当社の指定する第三者に対して、修理等措置に際して必要な協力を行うものとします。

(3) 修理等措置に要する費用は、当社が負担します。

### 第5.2条（雨漏り等に関する修繕費用負担）

当社は、次の①又は②の事項が発生した旨の連絡がお客様から当社に対してなされ、当社が当該事項が発生したことを確認した場合には、お客様からの修繕請求により(但し、かかる修繕請求が本件太陽光発電システムの設置後10年以内になされた場合に限り。)、当社が指定する業者による見積もりに基づき、当該業者をして本件建物における当該事項の修繕を行わせ、その費用を当社が負担するものとします(ただし、1回の修繕費用が200万円(税込み)以下の場合、当社は回数にかかわらず修繕費用を負担しますが、1回の修繕費用が200万円(税込み)を超えた場合は、次回以降の修繕費用は負担しかねます。)

① お客様の故意又は過失によることなく、本件太陽光発電システムの設置に係る工事もしくは修理等措置又は本件太陽光発電システムの故障もしくは不具合を直接の原因として本件建物に雨漏り等が生じたこと

② 当該雨漏り等によりお客様に金5万円(税込み)を超える金銭的な損害が発生したこと

### 第5.3条（構造耐力上重要な部分および雨水の浸入を防止する部分に関する修繕費用負担）

本件建物について、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号、その後の改正を含む。以下同じ。)第94条第1項に定める「住宅の構造耐力上主要な部分等」に係る瑕疵が生じ、又はその隠れた瑕疵が判明したにもかかわらず、お客様が、本件太陽光発電システムの設置に係る工事に起因して同法第7章各条で定められた瑕疵担保責任の特例に基づく当該瑕疵の担保を受けられないことにつき、当社が合理的な理由が存在すると判断した場合には、当社は、お客様からの修繕請求により(但し、かかる修繕請求が本件太陽光発電システムの設置後10年以内になされた場合に限り。)、当社が指定する業者による見積もりに基づき、当該業者をして本件建物における当該瑕疵の修繕を行わせ、その費用を当社が負担するものとします(ただし、1事故につき1億円(税込み)を負担の限度額とします。)

### 第5.4条（不可抗力）

当社又はお客様は、自ら合理的にコントロール可能な範囲外であり、かつ、合理的な努力により克服不可能な事由又は状況(以下「不可抗力事由」といいます。)の結果として、本件契約上要求される履行に関して履行遅延又は履行不能となった場合

には、当該履行遅延又は履行不能について責任を負わず、当該履行遅延又は履行不能を理由として本件契約に違反することにはならないものとします。不可抗力事由には、地震、津波もしくは噴火又はこれらに起因する火災等の天災地変、戦争、内乱、輸送機関の停止、ストライキ、本件電力会社又は本件建物に電力を供給している電力会社の行為、本件電力会社又は本件建物に電力を供給している電力会社が管理する機器等の不具合もしくは故障等、法令の新設・改廃、政府の方針の変更等の不可抗力が含まれるものとします(ただし、これらに限られないものとします。)

#### 第5.5条（免責）

- (1) 当社は、本規約の各条項において特に定める場合を除いては、本件太陽光発電システムのトラブル、本件電力の本件電力会社への供給の停止、休止又は中止によりお客様が被った損害その他如何なる損害についても、原因の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。このことをお客様は十分に理解し、予め異議なく承諾するものとします。
- (2) 当社は、本件太陽光発電システムによる発電量を一切保証しないものとします。
- (3) 本規約のうち、当社の損害賠償責任の全部又は一部を免除する規定が、消費者契約法その他の法令の強行規定に基づき無効又は適用されない場合には、当該無効又は適用されないとされた規定にかかわらず、当社は、当該お客様に生じた損害のうち、直接かつ現実に生じた通常損害に限り、賠償する責任を負うものとします。

## 第6章 契約の有効期間・解除等

#### 第6.1条（有効期間）

本件契約は、第1.3条(1)に基づき、本件契約が成立したときに開始し、賃貸借期間が満了したときに終了するものとします。

#### 第6.2条（当社が行う本件契約の解除）

- (1) 当社は、次の①乃至⑰のいずれかに該当する場合には、催告なく直ちに本件契約を解除することができるものとします。
  - ① お客様が当社に提出した申込書もしくは変更通知又は本件報告等に虚偽又は不正確な記載があったとき、又は重要な記載がなかったとき
  - ② お客様又は本件建物が、当社所定の条件を満たさなくなったとき
  - ③ お客様が自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったときその他支払停止になったとき
  - ④ お客様が差押、仮差押、仮処分等の申立、もしくは滞納処分を受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始の申立を受けたとき、もしくはこれらの申立を自らしたとき
  - ⑤ お客様の信用状態が著しく悪化したと認められるとき
  - ⑥ 本件建物に対する太陽光発電システムの設置が建築基準法その他の法令上の制限に抵触するとき
  - ⑦ 本件建物又は本件太陽光発電システムが滅失したとき
  - ⑧ お客様が本件建物を建て替えるとき
  - ⑨ お客様が本規約等に違反し、是正の通知送付後7日以内にその違反が是正されないとき
  - ⑩ お客様が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号、その後の改正を含む。)第2条第6号に定める暴力団員又はこれに類する者に該当すると当社が判断したとき
  - ⑪ お客様が死亡し又は制限行為能力者となったとき
  - ⑫ 本件契約締結後、当社又は当社が指定する第三者が本件建物を調査した結果、本件建物に本件契約で定める太陽光発電システムを設置することができない又は設置が困難であることが判明したとき
  - ⑬ 本件契約成立後、本件売電契約が締結されなかったとき
  - ⑭ 本件太陽光発電システムを設置した後、新たに建設された近隣建造物の影響又はその他の事情により本件太陽光発電システムによる発電が妨げられる等不測の事態による発電量の著しい低下が生じたとき
  - ⑮ 法令もしくはガイドラインの変更、行政指導その他の制度変更又はその他の事情により、本件契約の継続が困難であると当社が判断したとき
  - ⑯ 本件太陽光発電システムよりも発電効率のよい技術の普及又はその他の事情により、本件契約の継続が経済的に見合わないと当社が判断したとき
  - ⑰ 地震・津波・噴火もしくはそれらに起因する火災又はその他の第5.4条に定める不可抗力事由(ただし、台風及び落雷を除きます。)により、本件太陽光発電システムに故障又は不具合が生じたとき

- ⑩ 前①乃至⑦に掲げる事項のほか、本件契約の継続が、当社の業務の遂行に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあること等を理由として当社が本件契約を継続しないことを決定したとき
- (2) お客様は、本条(1)①乃至⑦の事象が生じた場合又は生じるおそれが発生した場合には、直ちに当社に通知するものとします。また、お客様は、本条(1)⑧に該当することとなる場合には、その1か月前までに当社にその旨通知するものとします。
- (3) 当社による本条(1)に基づく解除は、お客様に対する損害賠償請求権を行使することを妨げません。

#### 第6.3条（お客様が行う本件契約の解約）

- (1) お客様は、本件契約を解約しようとするときは、解約しようとする日の3か月前までに書面によりその旨を当社に通知し、本件契約を解約することができるものとします。
- (2) お客様は、本条(1)に基づき本件契約が成立した日より10年に満たずに本件契約を解約した場合、以下の区分に従い、当社が別途指定する支払期限までに、当社に対し、契約解除料を支払うものとします。なお、当該支払期限までにお支払いがない場合、支払期限の翌日からお支払いになるまで年5%の割合による遅延損害金が発生します。また、当社は、当該契約解除料の回収を当社の指定する第三者に委託する場合があります。
- ① 本件太陽光発電システムの発電容量が6kW未満の場合 102,667円(税込み)
  - ② 本件太陽光発電システムの発電容量が6kW以上の場合 207,429円(税込み)

#### 第6.4条（解除及び解約の効力）

理由の如何を問わず、本規約等に定める解除及び解約は、当該解除又は解約の日から将来に向かって本件契約を終了するものとし、支払済みの本利用対価には何らの影響も与えないものとします。

#### 第6.5条（本件太陽光発電システムの撤去、原状復旧等）

- (1) 本件太陽光発電システムが屋根等に設置された後において、本件契約が有効期間満了前に、解除又は解約により終了した場合、当社は、本件太陽光発電システムを撤去するものとします。
- (2) 当社は、本条(1)に基づく本件太陽光発電システムの撤去義務のみを負い、本件建物を原状に復する義務を負わないものとします。お客様は、太陽光発電システムの撤去に際し、本件建物の屋根材、壁材その他の構成部分の交換や加工等による工事痕が原状に復旧されるわけではないことを理解し、予め異議なく承諾するものとします。
- (3) 本条(1)に基づく本件太陽光発電システムの撤去にかかる費用は、当社が負担するものとします。

#### 第6.6条（禁止される行為等）

- (1) 本件契約の有効期間中、お客様は、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
- ① 本条(3)に定める場合を除き、本件契約における契約上の地位、もしくは本件契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、又はこれに質権、譲渡担保その他の担保権を設定し、又は本件契約に基づく義務を第三者に引き受けさせること
  - ② 本件建物の全部もしくは一部に当社の事前の同意なく抵当権、質権、譲渡担保その他の担保権を設定すること
  - ③ 本件太陽光発電システム設置後、本件建物の屋根等に本件太陽光発電システムへの太陽光の照射を妨げる設備を設置すること
  - ④ 第2.4条に定める場合を除き、本件電力を自ら利用すること
  - ⑤ 本件電力を第三者に譲渡又は供給すること
  - ⑥ 本件太陽光発電システムに対して、改造その他の変更を加えること
  - ⑦ 第2.1条(1)により当社が借り受けた本件建物の屋根等の部分を、第三者に賃貸すること
- (2) お客様が本条(1)で定める禁止事項に該当する行為を行っているとき当社が判断した場合、当社は第6.2条(1)⑨に基づき本件契約を解除することができます。
- (3) お客様は、本件建物の所有権を第三者に譲渡する場合、当該第三者をして本件契約におけるお客様の契約上の地位を承継させなければならないものとします。当該第三者が本件契約におけるお客様の契約上の地位の承継に同意しない場合、当社は、本件契約を解除し、お客様に対し、これに起因して当社に生じた損害の賠償を請求できるものとします。
- (4) お客様は、本件建物(第2.1条(1)により当社が借り受けた本件建物の屋根の部分を除く。)を第三者に賃貸する場合、当該第三者に対し本件契約の存在及び内容を十分説明すると共に、当該第三者をして当社の本件契約に基づく本件建物の利用

に協力させなければならないものとします。当該第三者が当社の本件契約に基づく本件建物の利用を不当に妨害した場合、当社は、本件契約を解除し、お客様に対し、これに起因して当社に生じた損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第6.7条（お客様への電力供給の停止）

(1) 当社は、次の①乃至④のいずれかに該当する場合には、第2.4条に定めるお客様による本件電力の利用のための電力供給（以下「本件非常用電力供給」といいます。）を停止することができるものとします。

- ① 本件太陽光発電システムの保守上又は工事に必要なとき
- ② 第6.2条(1)に定める解除事由が発生したと当社が判断したとき
- ③ 第5.4条に定める不可抗力事由その他当社の責めに帰すべからざる事由により本件非常用電力供給が困難になったとき
- ④ 法令又は行政機関からの命令、勧告等に基づいて本件非常用電力供給を停止する必要があるとき

(2) 当社は、本条(1)の規定により本件非常用電力供給を停止しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、本件非常用電力供給を停止した後、可及的速やかにお客様に通知するものとします。

(3) 当社は、本条(1)及び(2)に基づく本件非常用電力供給の停止によりお客様が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第6.8条（事故処理）

お客様は、お客様の故意又は過失により、第三者から本件契約に起因し、苦情もしくは相談を受け、又は紛議が生じた場合には、お客様の費用と責任をもってこれらに対処し、その解決にあたるものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第7章 雑則

#### 第7.1条（パーソナルデータの取り扱い）

当社は、お客様及びお客様の家族等のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

#### 第7.2条（存続条項）

事由の如何を問わず本件契約が終了した場合でも、第1.4条（申込書記載事項の変更）(2)、第1.6条（本規約の変更）(4)、第2.3条（利用の対価）(3)乃至(5)、第5.1条（修理等措置）(1)ただし書き、第5.4条（不可抗力）、第5.5条（免責）、第6.2条（当社が行う本件契約の解除）(3)、第6.3条（お客様が行う本件契約の解約）(2)、第6.6条（禁止される行為等）(3)及び(4)、第6.7条（お客様への電力供給の停止）(3)、第6.8条（事故処理）、第7.1条（パーソナルデータの取り扱い）、本条並びに第7.3条（合意管轄）については、本件契約終了後もなお有効に存続するものとします。

#### 第7.3条（合意管轄）

本件契約に関連して当事者間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第7.4条（協議事項）

本件契約に定めのない事項又は本件契約の履行に疑義が生じた場合は、お客様と当社の双方で協議の上、解決を図るよう努めるものとします。

以上

2023年2月  
ソフトバンク株式会社